

告 示

埼玉県告示第百十二号

測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

ふじみ野市内

四 作業期間

令和五年十一月六日から令和六年三月八日まで